

加東市良好な環境の保全に関する条例に規定する 自然環境保護地区の指定(拡大)(案)について

1 制度及び趣旨

加東市では、自然環境の保全を図るため、加東市良好な環境の保全に関する条例第84条の規定に基づき、自然環境保護地区（以下「保護地区」という。）を指定して、無秩序な土地利用の防止に努めています。この保護地区内で行われる開発事業に対しては、同条例施行規則に定めるものについて、加東市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮り、市長が同意することとしています。

2 経緯

(1) 社町良好な環境の保護に関する条例

住民が健康で文化的な生活を営むために、住民の良好な環境を保護するため、平成4年に制定。（平成5年1月1日施行）

特に都市計画区域外の地域における乱開発の防止を目的とし、社町環境審議会に諮って、保護地区を指定していました。

①第1種自然環境保護地区 …水源かん養地区及び良好な自然環境を確保（宅地造成等規制区域） するため、特に保護することが必要な区域

②第2種自然環境保護地区 …自然環境の保護に努めるべき地域

(2) 加東市良好な環境の保全に関する条例施行（平成18年）

合併協議の中で、保護地区は社地域のみに指定し、滝野地域と東条地域については、都市計画法等の個別法令により自然環境の保全に努めています。

3 見直しを行う背景と方針

再生可能エネルギー普及への期待が高まる中、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立により、市内の未利用地や日照条件のよい傾斜地、森林地等に太陽光発電設備の導入が急速に進んでおり、従来は想定していなかった開発事業が行われ、土地の造成や木竹の伐採に伴う地形・地質、水象、生態系への影響が懸念されていることから、こうした社会状況の変化に適切に対応すべく、条例を適用する区域や対象事業の見直しを行います。

4 見直し案

上記の趣旨から、加東市良好な環境の保全に関する条例第84条第1項に規定する保護地区について、同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴いて指定（拡大）します。

(1) 既存の指定区域と整合させるため、宅地造成等規制法に規定する宅地造成工事規制区域及びそれに準じる区域を第1種自然環境保護地区とし、それ以外の区域及び都市計画法第7条に規定する市街化区域を第2種自然環境保護地区とします。

①第1種自然環境保護地区 …水源かん養地区及び良好な自然環境を確保するため、特に保護することが必要な区域

②第2種自然環境保護地区 …自然環境の保護に努めるべき区域

(2) 適用を除外する区域等について、現行制度と同様に施行規則で規定します。

- ・都市計画区域のうち土地区画整理事業が施行された区域で行われる開発事業
- ・都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた区域で行われる開発事業

5 手続きについて

保護地区内で開発事業を行うには、加東市良好な環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）に基づく届出又は申請が必要です。

【自然環境保護地区 現行・拡大（案）】 …別添図面参照

【開発事業】

開発事業とは、土地の区画形質の変更及び施設の整備に関する事業で、次に掲げるものをいいます。（条例第2条第6号）

- ①土石の採取、土地の造成その他既存の土地の形状を変更すること。
- ②資材又は廃材の集積等を行うこと。
- ③木竹を伐採すること。

【開発行為の届出及び申請】

- (1) 保護地区で開発事業を行おうとする者は、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出て、同意を受けなければなりません。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りではありません。（条例第85条第1項）
- (2) 条例第85条の規定により行う届出は、保護地区内開発行為届によってしなければなりません。（条例施行規則第42条第1項）
- (3) 条例第85条第1項ただし書きの規定による同意を要しない行為は、次に掲げるものです。ただし、①②③⑤に該当する場合は、面積 1,000 平方メートル未満の行為に限ります。（条例施行規則第43条）
 - ① 農業用に供する目的で行う行為
 - ② 林業のために木竹を伐採すること。
 - ③ 自家用のため木竹を伐採すること。
 - ④ 土地の形状変更による切土又は盛土する面積が第1種自然環境保護地区にあっては 500 平方メートル、第2種自然環境保護地区にあっては 1,000 平方メートルを超えず、かつ、体積が第1種自然環境保護地区にあっては 500 立方メートル、第2種自然環境保護地区にあっては 1,000 立方メートルを超えないもの。ただし、周辺の自然環境を著しく害するものを除く。
 - ⑤ 農家住宅用地として使用する目的で行う土地の形状の変更
 - ⑥ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業が施行された区域で行われる開発事業
 - ⑦ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発行為の許可を受けた区域で行われる開発事業
 - ⑧ 都市計画法に基づく市街化区域内の自然植生地を除く地区の開発事業
 - ⑨ 国又は地方公共団体等が行う事業で、市長が認めた開発事業
- (4) 条例第85条第1項の規定による同意を求めるときは、開発事業同意申請書を市長に提出しなければなりません。（条例施行規則第44条）

6 自然環境保護地区指定（拡大）に係るこれまでの取組及び今後のスケジュール 平成28年

12月9日～平成29年1月10日 パブリックコメント実施

12月10日・11日 住民説明会開催

平成29年

2月6日 区長会説明

3月22日 審議会の審議

4月 自然環境保護地区指定告示（予定）